

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第14号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第5号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日（平成26年1月3日）から施行する。